吸収合併事後開示書面

令和３年　６月２１日

富山県射水市流通センター水戸田三丁目４番地
アルビス　株式会社
代表取締役　　池　田　和　男

当社は、吸収合併存続会社として、会社法第８０１条及び会社法施行規則第２００条に基づき、下記の事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併効力発生日　令和３年６月１日

なお、合併契約締結時の効力発生日は、令和３年４月１日午前５時００分でしたが、令和３年３月２４日の合意により、効力発生日を変更いたしました。

2. 吸収合併消滅会社における株主からの差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続きの経過

⑴株主からの差止請求および反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社たる株式会社オレンジマートは、当社の完全子会社であり、本件合併は、会社法第７８４条第１項の規定に該当する略式合併のため、差止請求並びに買取り請求した株主は、ありませんでした。

⑵新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

⑶債権者の異議

吸収合併消滅会社に対して、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収合併消滅会社は、令和３年２月２５日付で官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。

3. 吸収合併存続会社における株主からの差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

⑴株主からの差止請求および反対株主の買取請求

本件合併は、会社法第７９６条第２項本文の規定に該当する簡易合併のため、吸収合併存続会社である当社に対し、本件合併をやめることを請求できる株主も、株式の買取を請求できる株主も、ありませんでした。

⑶債権者の異議

吸収合併存続会社である当社に対して、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、令和３年２月２５日付で官報に公告を行うととも

に、同日から０時００分から令和３年３月２５日２４時００分の間、当社の定款の規定に基づく電子公告を行いました。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

別紙のとおり

5. 吸収合併消滅会社の事前備置書面

別紙のとおり

6. 吸収合併の登記日　令和３年　６月　１日

7. その他吸収合併に関する重要な事項　特にありません。